

朝日ヘリコプター株式会社所属  
ベル式206B型JA9128  
に関する航空事故報告書

昭和50年1月16日  
航空事故調査委員会議決（空委調第169号）

委 員 長	岡 田 實
委 員	山 口 弘
委 員	誠 訪 義
委 員	上 田 勝
委 員	八 田 忠
	桂 三

## 1. 航空事故調査の経過

### 1.1 航空事故の概要

朝日ヘリコプター株式会社所属ベル式206B型JA9128は、昭和49年9月26日11時20分ころ、北緯40度52分、東経141度41分（青森県八戸港の北北東約26キロメートル）の洋上において、原子力船“むつ”に関する報道を取材するための飛行中、八戸海上保安部所属の巡視船“おくしり”的インマスト及び船尾右舷に接触したのち海上に墜落大破した。

同機には、機長のほか報道関係者2名（記者及びカメラマン）が同乗していたが、3名とも無事救助され、また機体も一部を除き引揚げられた。

### 1.2 航空事故調査の概要

昭和49年9月27日～28日 現場調査

### 1.3 原因関係者からの意見聴取

昭和49年12月13日 意見聴取

038001

## 2. 認定した事実

### 2.1 飛行の経過

J A 9 1 2 8 は、昭和 49 年 9 月 26 日、テレビ局のチャーターによる原子力船“むつ”（以下“むつ”という）に関する報道取材のため、機長と報道関係者 2 名（記者とカメラマン）が乗組み、10 時 10 分から 12 時 30 分までの飛行計画（青森空港事務所に電話にて通報）で、高度計を出発地の標高にセットしたのち、10 時 22 分、陸奥市原子力開発事業団隣接の臨時ヘリポートを離陸した。

同機は、離陸後高度約 2,500 フィートで約 25 分間飛行したのち、青森県八戸港の北北東約 2.6 キロメートルの洋上において“むつ”を発見し、取材活動に入ったが、当時“むつ”は政府代表団を乗せて同船に向いつつある巡視船“おくしり”（以下“おくしり”という）と会合前であり、同機は、その両船の会合前の全景を高度 800～1,500 フィートの右旋回で撮影取材した。

また、当時同機の周辺の空域には、6 機のヘリコプター（いづれも右旋回）と、1 機の固定翼機（左旋回）が取材飛行を行っていた。

10 時 55 分ころ、“むつ”と“おくしり”が会合（付図参照）し、その後、政府代表団を迎えるための救命艇が“むつ”から“おくしり”的左舷に到着して、代表団を乗せたのち、11 時 10 分ころ“むつ”に向って引返したが、同機はこの模様を“おくしり”的東側約 150 メートル、高度約 300 フィートで取材した。

同機は、さらに救命艇が“むつ”に到着する時の状況を取材するため、南に向けて飛行し、“むつ”的左舷の北東約 200 メートルの地点（付図参照）上空に移動した。

その後、同機は 11 時 12 分ころ、高度約 120 フィートで機首を南に向けた状態でホバリング態勢に入り、“むつ”に接近中の救命艇の状況を取材していたが、その間同機と“むつ”的中間に 2 機のヘリコプターが進入してホバリング態勢に入った。

その後発生した同機と“おくしり”的接触については、当該機長と目撃者の口述によれば、次のとおりであった。

機長は、“むつ”とその中間の 2 機のヘリコプターとの関係位置から同機の機位を考慮しながら、ホバリングを継続していたが、11 時 20 分ごろ突然ラダーに衝撃を受け、次いで尾部に異常を感じたので、反射的に機首上げ操作を行ったが、その時右下後方に船舶を視認し、同機の尾部が同船に接触したことを知った。

同機は、“おくしり”的メイン・マストとの接触によって、テール・ローター・ブレードを

038062

飛散させ、機首を右にまわされながら同船の右舷側を船尾に向って落下し、右に約1回転半したところで、メイン・ローター・ブレードを船尾右舷の手すりに接触させたのち海上に墜落した。

機長と2名の同乗者は墜落後機外に脱出し、その後、現場の近くにいたタグボート（船名“へらくれす”）に救助された。

また、機体も引揚時に折れて流失した尾部を除きタグボートに引揚げられた。

## 2.2 人の死亡、行方不明及び負傷

なし

## 2.3 航空機の損壊の程度

大破

## 2.4 航空機以外の物件の損壊

J A 9 1 2 8 が接触した“おくしり”の損傷のうち、主なものは次のとおりであった。

（J A 9 1 2 8 のメイン・ローター・ブレードの接触によるもの）

(1) ホイップ・アンテナ(25ワット用)切損

(2) 船尾右舷ハンドレール約3メートル 破損

（J A 9 1 2 8 のテール・ローター・ブレードの接触によるもの）

(1) 右舷アンテナ用ヤード約15度下方にわん曲

(2) 回転点滅灯覆ガラス 破損

(3) レーダー・スキナーに約30センチメートルの擦過傷

(4) 前部マスト停泊灯覆ガラス 亀裂

## 2.5 乗組員に関する情報

機長 昭和16年11月20日生

所 属 朝日ヘリコプター株式会社

### 2.5.1 資格及び取得年月日

事業用操縦士技能証明書 第2307号

取得年月日 昭和43年2月16日

038003

限 定 事 項 回転翼航空機ベル式 4 7 型  
ベル式 206 型  
第 1 種航空身体検査証明書 第 11400790 号  
有 効 期 限 昭和 50 年 2 月 6 日

## 2.5.2 飛行経験

総飛行時間(回転翼) 2,902 時間 44 分  
事故機と同型式機による飛行時間 203 時間 18 分  
事故前 90 日間の飛行時間 161 時間 40 分(30:13)  
事故前 30 日間の飛行時間 18 時間 28 分(16:43)  
事故前 7 日間の飛行時間 13 時間 03 分(13:03)  
( ) 内はベル式 206B 型による時間

## 2.6 航空機に関する情報

### 2.6.1 航 空 機

型 式 ベル式 206B 型  
製 造 会 社 ベルヘリコプター社  
製造番号及び年月日 1445 昭和 49 年 6 月 21 日  
耐 空 証 明 書 番 号 第東 49-203  
同 有 效 期 限 昭和 50 年 7 月 26 日  
総 飛 行 時 間 103 時間 26 分  
前回点検以降の飛行時間 3 時間 33 分

### 2.6.2 発 動 機

型 式 アリソン式 250-C20  
製造番号及び年月日 CAE 821677 昭和 49 年 1 月 31 日  
総 使 用 時 間 106 時間 08 分

### 2.6.3 ローター・ブレード

(メイン・ローター・ブレード)

038004

型 式	206-011-100-5 及び 206-010-200-33
製 造 番 号	TKK-1851, TKK-1866
製 造 年 月 日	昭和48年2月15日
総 使用 時 間	500時間10分
( テール・ローター・ブレード )	
型 式	206-011-810-3 及び 206-010-750-7
製 造 番 号	TKL-6411, TKL-6445
製 造 年 月 日	昭和49年6月19日
総 使用 時 間	103時間26分

#### 2.6.4 重量及び重心位置

J A 9128 の離陸時の重量は、2,701.82 ポンドと推算され、その重心位置は 112.5 インチであり、また事故当時の重量は、2,532.82 ポンドと推算され、その重心位置は 112.3 インチであり、いづれも許容範囲内にあったものと認められる。

#### 2.6.5 燃料及び潤滑油

使用燃料は、出光石油製 A T F - 1 であり、また、潤滑油はモービル石油製タイプⅡであつて、共に規格品であった。

事故後の同機からは、約 50 ガロンの燃料と、約 5.5 クオートの潤滑油が摘出された。

#### 2.7 気象に関する情報

“おくしり”の観測によれば、当時 11 時現在の海洋気象は次のとおりであった。

天 候	晴
風 向 , 風 速	西の風 5 メートル／秒
視 程	10 ~ 20 キロメートル
氣 温	24 度 C 海水温度 19.7 度 C
波 浪	2 ( 50 センチメートル )

#### 2.8 航空機又は、その部品の損壊に関する情報

J A 9128 は、“おくしり”に接触したのち海上に墜落し、大破したが、各部の状況は次のとおりであった。（海中より引揚時のワイヤーロープ等による損傷を除く）

**038005**

## 2.8.1 機体前部

バルブ～下部が左右とも破損

操縦席用ドア～左側ドアの下部が変形

右側ドアのスライドウインドが破損流失

## 2.8.2 機体中央部

ランス・ミッション・デッキ～ハニカム部が亀裂破損

A D F センス・アンテナ～変形

パッケージ・ドア～変形

## 2.8.3 機体後部

テール・ブーム～基部から 15 インチのところで切損

(引上げ時に当該部位から分離し流失)

## 2.8.4 メイン・ローター及びマスト

“おくしり”の船尾右舷との接触によって、メイン・ローター・ブレードは飛散し、マストは上部から約 6 インチの部分で折断し、ハブと共に流失した。

## 2.8.5 テール・ローター・ブレード

テール・ローター・ブレードは、“おくしり”的イン・マスト頂部との接触によって飛散し、破片の 1 部を“おくしり”的甲板上に残し他の部分は流失した。

## 2.9 その他必要な事項

“おくしり”的乗組員の口述によれば、同船のエンジンは、発動が指令されてから約 3 秒後に起動し、その後、約 7 秒で整定(安定した所要の回転数になったエンジンの状態をいう。)する。

また、クラッチがないため、エンジンを停止させなければスクリューの回転は停止できない。

038006

### 3. 事実を認定した理由

#### 3.1 解析

JA9128は、当日10時35分ごろから、北緯40度52分、東経141度41分付近の海上において、船首を南東に向けて、漂流中の“むつ”の周辺で取材飛行を開始した。

当時、“むつ”的周辺には、当該機を含め6機のヘリコプターと、1機の固定翼機が取材飛行を行っていた。

“むつ”と“おくしり”との会合は、10時55分ごろであり、11時05分ごろには、“むつ”から発進した政府代表団を迎えるための救命艇が、“おくしり”的左舷に接舷し、代表団が乗船したのち、11時10分ごろ“むつ”に向ったが、この間の同機は、付図のとおり“おくしり”的東側約150メートル、高度300～400フィートで、当時の模様を取材していたものと推定される。

その後、11時12分ごろ同機は、“むつ”と“おくしり”的ほぼ中間の位置（付図参照）に移動し、高度約120フィートで機首を南に向け、ホバリングの態勢に入ったものと推定され、同機のこの移動及びホバリングは、代表団が“むつ”に移乗する場面を取材するためであったものと推定される。

同機の機長は、当該ホバリング中、自機と“むつ”との相対関係位置と、その中間にホバリング中であった2機のヘリコプターを目安として、ホバリングの位置づけを行っていたものと推定されるが、洋上において、特に下方に目標物がない状態でのホバリングの場合、一定の位置及び高度を保持することは、きわめて困難なことと考えられ、従って当該機の場合、適確なホバリングを行うには、上記位置づけは不適切なものであったと推定される。

また、当該ホバリング中、機長は取材の対象である“むつ”的方に主として注意を向けており、後方に対する注意の配分は行わなかったものと推定される。

一方、“おくしり”は、救命艇が離舷したのち、船の位置をより“むつ”的風下側に移動させるため、11時15分ごろ左舷のエンジンを発動し、約1分後は右舷のエンジンを発動させ、船首を南に向け両舷前進微速の態勢に入ったのち、同17分両舷のエンジンを停止し、その後、“おくしり”は船首を南々東にして漂泊したものと推定される。

JA9128と“おくしり”との接触は、11時20分ごろと推定され、最初、同機の尾部と“おくしり”的メイン・マストの海面からの高さ17メートル（約55フィート）の部分が接触したものと認められることから、JA9128の当時のホバリング高度は約55フィートであり、同機の機長は、当該ホバリングの開始高度（120フィート）から接触した高度まで降下し

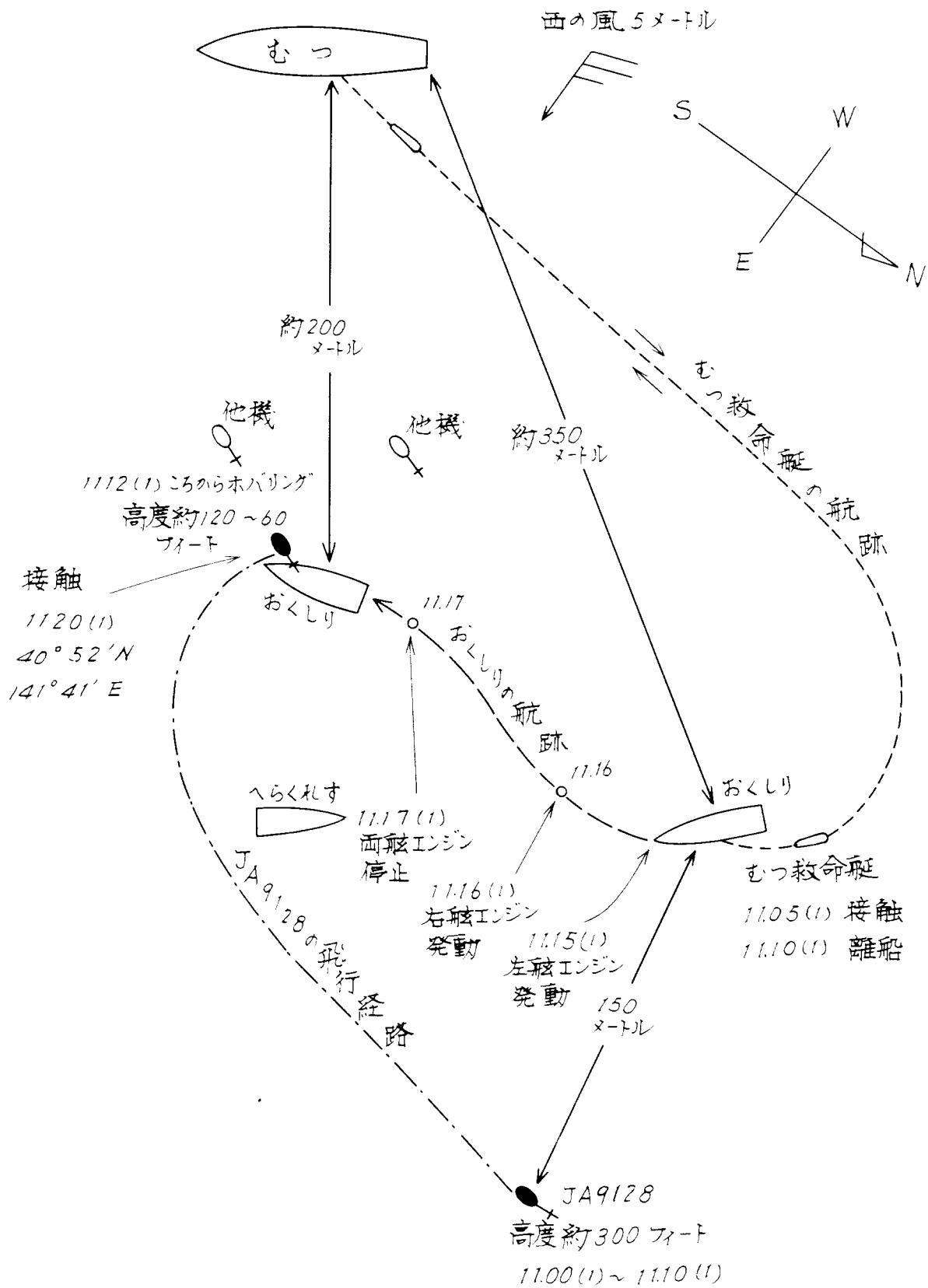
038007

原 因

本事故は、機長が洋上において低高度でホバリングを実施中、漂泊中の船舶に接触したことによるものであり、これは当該機長の注意の配分が不適切であったことによるものと推定される。

038008

付 図



038009